

広報

ONNA 4

2022
No.490



恩納村子ども議会開催

令和四年度

施政方針

1 はじめに

令和4年恩納村議会の開会にあたり、私の所信の一端を申し述べ、議員各位及び村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本年は、本土復帰50周年と併せまして今後10年間の沖縄振興計画が新たにスタートする節目の年であります。

本村においては、県内有数の観光リゾート地であるがゆえに新型コロナウイルス感染症や軽石の漂着など地域社会への影響が大きく、今後はパンデミックや自然災害等による影響を最小限に抑える強固な地域づくりが重要であると考えます。

令和4年度は、恩納村第6次総合計画のスタートを予定しておりましたが、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた、時代に即した今後10年の計画とするため更なる検証を行う必要がありますので令和4年度において策定してまいります。



2 教育・文化

(1) 教育行政について

○新しい時代に求められる資質・能力のある心豊かで、知・徳・体を身につけた次世代を担う子どもの育成を継続します。

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じ、学校・家庭と連携した教育行政の継続と充実を図ります。

○経済的支援を要する家庭への支援を継続し、すべての子どもの自らが意欲を育て、学力の向上を目指すとともに、豊かな表現力とねばり強さをもち、心豊かで健やかな人生の実現をめざす教育を役場全体で分野横断的に、学校では教科等横断的な視点で推進します。

②文化財

○山田城跡の調査及び公有地化事業を継続します。

○万座毛及び植物群落の『保存管理活用計画書』を基に継続して整備計画書策定に向けて取り組みます。

○文化財の保護・活用と文化財指定の推進に努めます。

③文化情報センター

○村民の読書活動や生涯学習を支える施設として誰もが生活に必要な情報にアクセスできるよう、住民ニーズに即した蔵書資料の整備に努めます。

○「サンゴの村宣言」に関連した環境保護啓発の絵本づくりや資料の活用を図り、村民のSDGsへの関心を高めます。

○「村の情報発信の拠点」として地域資料の活用に取り組み村民一人ひとりの自主的な学習や情報収集を支援します。

3 保健・医療・福祉

○つんな中学校において地域課題解決を目的とした総合学習「SDGsパートナーシッププロジェクト」が2年目を迎え、学校での学習を通して様々な経験や資源戦略を基に、効果的な体験を引き続き推進します。

①幼稚園教育の充実

○幼児の特性をふまえ、自発性、主体的活動を軸とする遊びや体験を通じた発達や学びの充実と幼児の継続的発達を考慮し、小学校への移行が適切に行われるよう更なる質の向上を継続します。

②学校教育の充実

○学校・家庭・地域が協働しながら子ども達の豊かな成長を支えていくために、学校運営協議会を充実させ、学校運営への支援・協力の仕組みづくりを推進します。

○タブレット端末を活用した学びの保障を推進します。

○いじめや不登校及び家庭の抱える諸問題など、きめ細かな支援を行い、多様化した課題に対する支援を充実させ、家庭環境から起因する諸問題に対し、教育及び福祉的観点から連携した支援を継続して推進します。

○学用品費などの就学援助の実施や奨学金を活用した高校進学に伴う給付型奨学金を含めた奨学事業

(1) 健康づくりの推進について

○「第2次健康おんな21」「第2期保健事業計画（データヘルス計画）」に基づき、生活習慣病対策の推進を重点施策として、各種健診及び保健指導を積極的に推進し、生活習慣病の発症予防、重症化予防の視点で継続的に健康づくり施策に取り組みます。

○令和4年度から、高齢者の疾病予防・重症化予防を効果的に実施していくために専任保健師を配置し、地域の健康課題を分析・検討を行い、管理栄養士等による生活習慣病重症化予防に係る相談・指導を行い「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」に取り組みます。

(2) 医療・保険制度の充実について

○医療費の適正化及び収納率の向上等に努め、安定した国保財政運営を目指します。

○国民健康保険税率の見直しを進めます。

○後期高齢者医療制度については、安心して医療が受けられるように、沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携し、適切な制度運営に努めます。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策について

○新型コロナウイルス感染症対策については、年明けから感染拡大防

について、人材育成及び経済的支援として推進します。

③学校施設の整備

○学校施設及び通学路の安全点検を実施し、計画的に整備します。

○空き教室を有効活用するために学校施設等の整備を協議・調整し、中長期的な学校施設の効率的な整備に取り組みます。

④学校給食

○地産地消の充実を図り、栄養バランスのとれた安心安全な学校給食の提供を実施します。

○新型コロナウイルス感染症対策として、引き続き、小学生の学校給食費免除を実施し、幼稚園・中学校の無償化とあわせて保護者への経済的子育て支援の推進を図ります。

(2) 生涯学習・スポーツの振興について

①生涯学習

○自己学習の充実、生活向上に必要な講座及びSDGsに関連した講座設定を目指し、また、学校・家庭・地域連携協力推進事業を継続しながら地域連携型ネットワークの構築を推進し、学びと活動の循環を形成することで、その成果が地域へ還元されるよう、取り組みます。

②青少年の健全育成

○学校・家庭・地域及び関係機関、各種団体と連携して家庭における

止の切り札とされる3回目のワクチン集団接種が赤間多目的運動場で開始しております。また、村内の2ヶ所の医療機関の御理解と御協力により医療機関での個別接種も行われております。村民の皆様が安心して生活できる日が来るよう、一日も早く3回目ワクチン接種の完結に向けて最善を尽くします。

(4) 母子保健事業及び母子・子育て支援の推進について

○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、妊産婦健康診査事業及び産後ケア事業を実施し、更なる支援体制の構築に努めます。

○こどもの最善の利益を第一に考え、こどもが等しく健やかに成長することができる社会の実現を目指し、国の進めるこども政策の新たな推進体制「こども家庭庁」創設にきめ細かく対応するため組織の再編を協議・調整します。

○育児ストレス、産後うつ等の子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や様々な養育支援を必要とする家庭に対し、保健師等訪問による指導・助言を実施し、養育上の諸問題の解決・軽減を図ります。

○児童虐待、DV対策等の強化を要保護児童対策地域協議会と連携を図

○常設展示室リニューアル事業を推進し、自然展示ゾーンの新設に向けた基本計画の策定に取り組みます。

○映像記録保存事業を実施し、地域の伝統芸能の保存継承を支援します。

○文化協会の支援を行い村民の幅広い文化活動を奨励します。



4 産業・経済



(1) 農業の振興について

○新規就農者の育成を図るため「農業次世代人材投資事業」を活用するとともに、荒廃農地再生・利用推進事業の実施や、遊休化している農業用施設を借り上げ、農業担い手育成研修施設を開設し、関係機関と連携のもと人材育成に取り組みます。

○拠点産地に認定されております小菊、ドラセナ類、観葉植物、パッションフルーツ、アテモヤにつきましでは、栽培技術の向上に努めるとともに、新たな品目の産地化に向け、アボカド試験栽培の継続とパインアップルのブランド化及びシンカレタスの秀品率向上、他産業

との連携による農家所得の向上に努めます。

○地産地消の推進につきましては、地域おこし協力隊による村内企業や各地域における移動販売を実施しており、更なる推進を図るため、関係機関と連携し販路拡大に努めます。

○恩納野原・勢理田地区畑地かんがい施設更新事業を進めるとともに、新たに安富相赤瀬・高武名地区における畑地かんがい施設の整備に向けた可能性調査業務を実施します。

○自然環境保全に配慮した農業を推進するため、堆肥補助の充実を図るとともに、農業環境コーディネーターを中心に農地からの赤土流出防止対策を実施します。

○畜産業につきましては、コロナウイルス感染症等による消費低迷が続く厳しい経営環境を改善すべく、飼料購入補助を実施します。

(2) 水産業の振興について

○安定生産に向けた取り組みとして、引き続きモズク・アーサ養殖に必要なヒビ網購入に対する補助を実施します。

○新たに海ぶどう養殖施設において、夏場の高温による生産性の低下と労働環境改善を図るため遮光ネット設置に対する補助を実施します。

を提供します。

5 生活環境



(1) 自然環境・景観の保全・

育成について

① 海岸線の保全・管理

○本村の海岸は、観光立村を支える貴重な資源であると同時に、村民の憩いと安らぎの場として、引き続き自然と共生する海岸環境を作るため、ボランティアの協力も得ながら海岸清掃等を実施し保全を推進します。

② 河川及管理及び整備

○河川管理に当たっては、集落及び農地等の水害を防止するため、河川閉塞状況にある河川を常に点検し、改善いたします。

○特定防衛施設周辺整備調整交付金により、福地川改修工事（安富祖）と村道多幸山線災害対策工事で琉球村バス停付近の冠水対策として排水路の整備を実施します。

し、社会福祉協議会との協働のもと包括的な相談支援体制の整備を強化します。

○社会福祉法に基づいた「恩納村地域福祉推進計画」に沿った「地域福祉の推進」を図ります。

(6) 高齢者福祉の推進について

○団塊の世代が後期高齢者へ移行する2025年以降は4人に1人が後期高齢者になるとともに、医療、介護、雇用等の社会状況も大きく変化することが想定され、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自らの有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう「第8期恩納村高齢者保健福祉計画」に基づいた事業を進めます。

○「介護予防事業」、「社会参加・生きがいづくり」の推進、「地域の見守り・支え合い」、「介護保険サービス」等の充実を図り、高齢者福祉の推進に取り組みます。

○地域包括支援センターの運営体制の強化を図り、引き続き高齢者が安心して地域で住み続けることができる「健康長寿のむら」の実現に取り組みます。

り、児童福祉法に基づいた子ども家庭総合拠点を新たに設置し、子ども家庭支援業務の充実を図ります。

○子育て支援においては、放課後児童クラブを各小学校敷地内に設置し、安心・安全な健全育成を推進します。

○子ども医療助成事業の現物給付を導入し、医療費の窓口負担の軽減を図ります。

○子育て家庭やひとり親家庭の支援等を継続的に行い、子育て支援の充実を図ります。

○村立保育所民営化においては、喫緊の課題として捉え、村立保育所民営化検討委員会で協議している基本方針等の策定など具象化した取り組みを行い、早急に子育て施設の整備、待機児童対策の徹底、保育士の正職率低下の改善を図ります。

(5) 地域福祉の推進について

○地域共生社会の実現において住み慣れた地域で安心して暮らしているよう、地域における様々な生活課題の解消を行政と村民が一体となり関係機関と連携し、みなで支え合うむらづくりに取り組みます。

○制度・分野ごとの縦割りでは解決できない複合的な課題や制度の狭間などの課題を分野横断的に連携

○観光の低迷により、海ぶどう生産者の経営を圧迫していることから、海ぶどう養殖池利用料一部補助を実施します。

○サンゴ養殖事業等による生態系の保全、海洋レジャー活動との共存等、海域環境の保全と一体となった「里海づくり」に取り組みます。

○沖縄北部特別振興対策事業を活用し、前兼久漁港観光関連施設整備事業として駐車場及び公園用地造成工事を先行して実施します。

○漁港施設につきましては、恩納漁港において漁港機能施設の整備を引き続き進めるとともに、各漁港における適正な施設の保全・維持管理に努め、更なる水産業の振興に努めます。

(3) 商工・観光業の振興について

① 観光業の振興

○県内外から訪れる方々が安心して来村できるよう観光関連施設の感染予防対策に関する周知を行い、ポストコロナを見据えた観光誘客等の支援について国、県の支援策及び村独自の支援について関連団体等と検討します。

○「公道除草対策事業」においては、地域雇用の活用を図り魅力ある景観形成及び維持に取り組めます。

○真栄田岬のオーバートーリズム問題の解決に向けても引き続き施設

及び海域の適正な利用に努めます。

○「うんなまつり」及び「美ら海花火大会」については、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、秋頃の同時開催を考えております。

○スポーツキャンプについては赤間総合運動公園の機能強化整備に伴いプロ野球等のキャンプ誘致活動の推進を図ります。

○「持続可能なむらづくり推進税」につきましては、県の動向や観光産業の回復等を注視し、慎重に進めてまいります。

② 商工業の振興

○コロナ過による売上げ減少が著しい観光関連事業所を支援することを目的に村民及び来村者に対し、観光関連事業所で利用できる100%プレミアム商品券を販売し、地域における消費喚起並びに村内経済の活性化を図ります。

○国、県の事業者支援を踏まえ県内、村内の情勢を見極めたうえで村独自の支援策を発していく考えです。

○中小企業者等の自立、成長、発展を促進するため「恩納村中小企業者・小規模企業者・小企業者振興基本条例」に基づき経営力強化のための支援、経営相談事業、特産品開発事業を継続的に実施します。

○村産業まつりについては、新型コロナウイルス感染症の影響を見極

③景観の保全・育成

○自然景観と調和した村づくりが重要であると考えており、「恩納村景観むらづくり条例」を基本に本年度は恩納村景観計画改定（案）の検討を行い、引き続き良好な景観形成づくりの誘導に努めます。

④SDGs未来都市

○2019年にSDGs未来都市として選定を受けてから3年が経過し、2022年から第2期SDGs未来都市計画に移行いたします。

SDGs未来都市の事業につきましては、引き続き村民の皆様や関係者へ本村の取組み等の普及啓発を実施し、ローカル認証制度及びグリーン・フィーズの導入や観光地のオーバーリズム等の課題解決を図ります。今後は社会面の課題に重点的に取組み、地域の経済、社会、環境の三側面の自律的循環創出に努めます。

⑤サンゴの村宣言

○サンゴのむらづくりに向けた行動計画に基づき、サンゴ礁保全などの普及啓発アニメーション制作による自然環境保全の啓発を実施するほか、村内児童生徒へのサンゴに関する学習提供を実施します。

○サンゴ基金を活用し村内事業者のサンゴ礁保全再生活動を支援します。

6 自治体運営

(1)住民自治の推進について

①自主的な地域づくりの推進

○令和元年度からスタートした「恩納村地域づくり支援助成事業」については、自主防災組織に関する事業を追加し、地域の課題解決に向けた自主的な活動を支援します。

②公民館・多目的交流施設整備

○特定防衛施設周辺整備調整交付金により塩屋区公民館建設工事が令和5年度から始まります。本年度は、実施設計業務を行います。

(2)行財政運営の充実について

①行財政改革の充実

○職員の人材育成につつましては、村民との協働によるむらづくりや多様化する行政ニーズに対応できる柔軟な意識を持つ職員を育成するために、各種研修への派遣や自主研修を実施します。

○村民生活の利便性向上と行政手続き効率化を図るために、行政手続き押印の見直しを進めます。

(2)土地利用の調和について

①恩納村環境保全条例などに基づく土地利用の誘導

○本年度も「恩納村環境保全条例」を基本に良好な土地利用の誘導に努めます。

②住宅などの確保

○継続して谷茶区定住促進事業に努め、他地区でも住宅確保に向けた取組を推進します。

③軍用地跡地利用の促進

○恩納通信所返還跡地につつましては、契約地主会及び開発事業者と引き続き連携を図りながらインフラ等の整備を実施し、跡地利用の早期実現に向けた取り組みを推進します。

(3)生活環境の充実について

①道路の整備及び維持管理の充実

○橋梁長寿命化計画に基づき、名嘉真川田第1号橋の橋梁架け替え工事を実施します。

○村道の除草作業等を実施し、万全な対策で維持管理に努めます。

②上水道の整備

○耐震化事業による仲泊配水池整備や喜瀬武原地区送配水管の工事を実施します。

○水質管理の充実、施設の管理強化及び耐震化を推進し、漏水防止に努め有収率の向上を目指し水道経営の安定を図ります。

③下水道の整備

○農業集落排水事業による恩納第2地区管路工事、名嘉真地区管路工事を実施します。また、恩納第3地区の事業採択に向けて取り組みます。すでに供用開始している喜瀬武原地区、山田地区、恩納地区については、宅内配管接続を推進し施設の適正管理に努めます。

④村営住宅の整備及び維持管理

○村営住宅の整備につつましては、村民のニーズにより計画いたします。既存村営住宅の管理は、万全な対策で維持管理、計画的な修繕を実施します。

○沖縄北部特別振興対策事業で名嘉真団地の設計業務を実施します。

(4)環境衛生の充実について

①ゴミ処理対策

○ゴミの減量化を推進するため、ゴミ分別収集の周知や再資源化の徹底を図るとともに、生ゴミを堆肥化するためのコンポスト使用を推進し、さらにマイバック使用の周知を図り、循環型社会（SDGs）の推進に取り組みます。

②ハブ対策の強化

○必要な個所にティワンハブ等捕獲器の設置を行い、咬傷注意喚起活動や関係機関と連携・強化を図り駆除作業を実施してまいります。また、ティワンスジオ駆除につつま

ても、沖縄県と対策強化に努めます。

③墓地整備の促進

○恩納村墓地整備基本計画に基づき、墓地指定区域への個人墓の集約化を促進するとともに、今年度は恩納村墓地区画整備工事を南恩納で実施します。

(5)安心・安全対策の拡充について

①地域防災の推進

○新たに策定した恩納村国土強靱化地域計画に基づき防災基盤の整備や村民の防災意識の向上を図ります。

○防災対策整備事業として、仲泊区への防災備蓄倉庫設置や消火栓整備を実施します。

②防犯・交通安全対策の推進

○地域の安心・安全な暮らしを守るための防犯対策として、LED型防犯灯の設置をさらに進め、新たに地域から要望がある集落内への防犯カメラ設置に関する事業調査を実施します。

○交通安全対策につつましては、子どもや高齢者の事故防止の強化を推進するとともに、以前より国道58号で発生している暴走行為に起因する騒音問題の対策として二輪車夜間交通規制を、石川警察署や地域・関係機関と連携しながら取り組みます。

○村広報誌、村ホームページの他、QABデジタル放送、公式LINEアカウントを活用し、迅速な情報発信に取り組みます。

○恩納村男女共同参画行動計画ナビープランに基づく事業展開により、あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくりに努めます。

②財政基盤の強化

○本村の財政は、比較的健全に推移しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、基金の取り崩し増額により、厳しい状況が見込まれます。今後、着実な財政基盤強化を図っていくためにも、恩納村中長期財政計画書財政目標数値の達成に向けて、地方債残高の軽減や投資的経費の抑制に努めます。

○ふるさとづくり応援寄附金について

では、貴重な財源となっているだけでなく、返礼品をおとした村産業の振興等に寄与していることから、今後も寄附金拡大に向けた情報発信等を推進します。

③公共施設の有効活用

○本村公共施設は、時代の変化や村民のニーズにより、様々な施設等の整備を進めてまいりましたが、経年劣化した施設の修繕費用や維持管理費は多大な財政負担となっております。令和3年度に改訂し

ました公共施設等総合管理計画を基本に施設の長寿命化を図りコスト削減に努めます。

○指定管理公共施設等につつましては維持修繕費等における負担のあり方等について調査検討します。

④税の適正課税

○本村の重要な自主財源である村税については、適正な課税と納期限内の納付を図るため国及び県との連携を密にし、併せて電子システムの活用を推進します。

○新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等に伴う社会情勢を鑑み、納税義務者に対し、きめ細かな納税相談・納税指導を実施するとともに、個々の生活状況等の調査を行い、完納に導けるよう職員の資質向上を図り納税意識の促進に努めます。

⑤窓口業務

○マイナンバーカードの取得を推進し、マイナンバーカードを使用し、恩納村が発行する証明書（住民票・印鑑登録証明・戸籍等）を全国のコンビニで発行できるようシステムを導入します。

○国民年金につつましては、将来の適正な年金受給のため、無年金者などの発生予防に重点をおき、村民福祉の向上に努めます。

(3)広域行政の推進について

①北部広域市町村事業の推進

7 おわりに

○沖縄北部連携促進特別振興事業費（非公共）につつましては、令和4年度から5カ年計画で前兼久観光関連施設整備事業を実施していくほか、沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費（公共）では、道路整備、村営団地新築事業に向けて取り組みます。

令和4年度村政運営にあたり所信の一端を申し述べましたが、これからも村民の皆様が、安心して暮らせ、幸せを実感できるむらづくりを目指し、村民目線に立った村政運営に心がけていく所存であります。

村民並びに議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げます。令和4年度の施政方針といたします。

令和4年3月8日

恩納村長 長浜 善巳

施政方針と今年度に取り組む主な施策を抜粋して紹介しています。

全文は村ホームページをご覧ください。



▲施政方針のページ

サンゴの日イベント開催



3月5日 サンゴの日ビーチクリーン等のイベントを開催し、総勢 400 名以上の参加がありました。参加、ご協力いただいた皆さまありがとうございました。

今後も3月5日のサンゴの日には、継続してイベントを開催します。

○出発式：真栄田漁港

参加者数 約 200 名

○サンゴ苗植え付け：真栄田漁港沖

植え付けたサンゴ苗 350 本



○グリーンクリーン（陸域の環境保全活動）：宇加地区農地

参加者数 約 60 名

植樹種類 桜 35 本 イッペー 35 本 合計 70 本

ゴミの量 可燃不燃含み 10 袋



○ビーチクリーン：与久田ビーチ、久良波海岸

参加者数 約 400 名、ゴミの量 可燃ごみ 420 kg

不燃ごみ 80 kg 粗大ごみ 1 t 合計 1.5 t



うんな中学校卒業証書授与式

3月12日、うんな中学校で卒業式が行われ、104 人の生徒が卒業しました。

式では、宜志富清博校長から一人ひとりに卒業証書が手渡され、卒業生に向けて「心はひとつ、夢は無限大 輝かしい未来にはばたく皆さんの活躍を期待しています」とエールを送りました。

校庭では、在校生や保護者が卒業生を笑顔で見送り、三年間の思い出を胸にそれぞれの道へ歩みだしました。



ひなあられ作戦

「飲酒運転 しない させない 許さない」をスローガンに3月3日のひなまつりにあわせて「ひなあられ作戦」を行いました。

会場となったおんなの駅では、訪れた来客者へひなあられを配布し、飲酒運転根絶と交通事故防止を呼びかけました。



子どもたちに感謝状授与

2月22日、シーサイドハウス（OIST施設）にある小中学校プログラムの子どもたちへ長浜村長からビーチクリーンの取り組みに対し、感謝状が贈られました。

長浜村長は「子どもたちのビーチをきれいに保つための貢献に感謝します」とお礼を述べました。



雪のプレゼント



2月16日、喜瀬武原小学校に恩納村と友好都市を結んでいる北海道石狩市から雪が届きました。

普段、雪を見ることのない恩納村の子どもたちに雪遊びを体験してほしいと花川北陽認定こども園の和田順義園長からのもので、初めて雪を見る子どもたちは大喜びで雪遊びを楽しみました。

6年生の宇江城陽さんは「雪を見るのものの触るのも初めてで、雪だるま作りが楽しかった。雪を贈ってくれた皆さん、ありがとうございます」と感謝を述べ、渡慶次安弘校長は「子どもたちも大変喜んでいて、今後もこのような機会があればぜひ体験させたい」と話しました。



第71回沖縄県植樹祭について

毎年県内で開催されている沖縄県植樹祭について、第71回大会はOISTでの開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため式典を中止し、植樹のみを関係者で実施しました。

昨年3月には、大会に先立ちテーマの応募を行い、当時安富祖小6年の山城さくらさんの案が大会テーマに決定していました。幾多の延期の末に中止となってしまいましたが、山城さくらさんには、恩納村緑化支部より賞状と副賞を授与しました。



テーマ 広げよう 豊かな緑と 美しい海を



住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内



- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **10万円**

給付金の支給時期

令和4年3月30日（水）～
恩納村が確認書（または申請）を受理した日
から2～3週間程度

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

① 非課税世帯

令和3年12月10日時点で恩納村に住
民登録があって世帯全員の令和3年度の
「住民税均等割が非課税」の世帯

② 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響で令和
3年1月以降の収入が減少し「**住民税非
課税相当**」の収入となった世帯

恩納村役場から
確認書が届きます（要返送）

発送時期：令和4年3月9日（水）

返送期限：確認書を発送した日から3か月

※一部申請が必要な場合があります。（非課税世帯
該当か村で確認できない場合）

※令和3年12月10日時点で住民登録のある市町
村から確認書が送付されます。

「申請」が必要です

申請期間：令和4年3月9日（水）～
令和4年9月30日（金）

※申請日時点で住民登録のある市町村に申請してく
ださい。

【申請書配布先】恩納村役場（福祉課）、村ホーム
ページからダウンロード



! 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の搾取**」に
ご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、
お住いの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

住民税非課税世帯等に関する問い合わせ

総務課 ☎966-1200

家計急変世帯に関する問い合わせ

福祉課 ☎966-1207

受付時間 8:30～17:15

（12:00～13:00、土日祝日除く）

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

☎0120-526-145

受付時間 9:00～20:00

詳しくは、内閣府ウェブサイトもご覧ください。

文化情報センターだより Vol.126

【4月のおすすめ本】

「戦火と図書館」

戦争によって奪われる貴重な文化・遺産・知識を守るために戦った人々のノンフィクション。



『シリアの秘密図書館 瓦礫から
取り出した本で図書館を作った人々』
デルフィーヌ・ミヌーイ著
シリアの町ダラヤでは自由を求
める市民がアサド政権に抵抗して
籠城していた。空爆により建物が
破壊され、埃と瓦礫にまみれた町
から人々は本を拾い集め、地下に
秘密の図書館を作った。



『アルカイダから古文書を守
った図書館員』
ジョシュア・ハマーク著
貴重な古文書を守るため、テ
ロリストに占領された西アフリ
カ・マリ共和国のトンブクトウ
から古文書を運び出す救出作戦
がはじまった。



『戦地の図書館
海を越えた一億四千万冊』
モリー・グプティル・マニング著
アメリカの図書館員たちは一億
四千万冊もの本を戦地へと送った。
戦地で兵士たちの心の支えとなっ
た「兵隊文庫」と本の力を感じら
れる一冊。



『疎開した四〇万冊の図書』
金高謙二著
太平洋戦争末期、旧都立日比谷
図書館の四〇万冊の本が荷台や
リュックに詰められて疎開し、戦
禍を逃れた。自分の命を守ること
が精いっぱい戦時中、過酷な経
験をしながらも文化を守ったのは
どんな人々だったのだろうか。

【お知らせ】

恩納村文化情報センターは4月23日に
開館7周年をむかえます。開館7周年を記
念して、開館からこれまでに振り返る写真
展や、参加するとオリジナルグッズがもら
えるメッセージの募集などを開催する予定
です。そして、もう少しで来館者数も50
万人に届きます。50万人目の方にはプレ
ゼントやセレモニーを準備し
ていますのでお楽しみに！皆
さまのご来館をお待ちしてお
ります！



恩納村文化情報センター4月の休館日

【休館日】4日、11日、18日、25日

【資料整理日】21日

●文化情報センターに関する情報は、ホームページやSNSで確認
できます。

【4月のイベント】

開館7周年記念イベント ①「本日の1冊」を書いてみませ んか？ ②教えて！文化情報センターの 好きなところ	4/1～5/8
開館7周年記念 写真展	4/23～5/22
おはなし会	毎週土曜日 11時～

※イベント詳細は恩納村文化情報センターホームペー
ジをご覧ください。



ホームページ



Facebook



Instagram

お問い合わせ 恩納村文化情報センター ☎982-5432



2番 比嘉 菜月 議員

質問 恩納村にコミュニティバスを走らせてはどうか。
答弁 財政負担が厳しい状況ではあるが、他市町村を含めた広域的な事業検討等を沖縄県と連携を図りながら取り組んでいきたい。



1番 金本 海穂 議員

質問 村歌は地域の方々へは、どのように広めているか。
答弁 新型コロナウイルス感染症が収まりしだい、再び地域での活用等を含めて村民へ普及を図っていく。



議員紹介



7番 深松 琉郁 議員

質問 パソコンを無償配布してはどうか
答弁 G I G Aスクール構想により1人1台のタブレットが小中学校で整備されているので各家庭へ持ち帰って学習できるよう関係課と検討していきたい。



6番 當眞 花 議員

質問 村営施設を充実させてほしい
答弁 村内には公共施設がいくつかあります。それらの施設を利用してほしい。しかし、要望等も踏まえ「複合施設的」も考えていく。



5番 新垣 莉里 議員

質問 遊ぶ所・勉強できる場所を提供してほしい
答弁 文化情報センターや博物館の学習スペースなどを利用してほしい。今後は学生たちの居心地のいい場所の設置を検討していく。



3番 山内 優希治 議員

質問 給食センター周辺に街灯を設置してほしい
答弁 各区から要望を聞き、予算の範囲以内で設置している。今後も関係する課で協議し、年度ごとに整備をしていく予定。



11番 芳野 惟吹 議員

質問 信号機を設置してほしい
答弁 信号機の新設は、設置基準があり、車両の通過台数や事故の発生状況等を所轄の石川警察署が総合的に判断します。石川警察署と連携を図りながら適切な整備を推進していきたい。



10番 又吉 美菜 議員

質問 赤間運動場にバティングセンターを設置してほしい
答弁 赤間運動公園内に設置可能な敷地や面積があるか、また、総合運動公園周辺整備基本構想を踏まえ、計画ができるのか考えていく。



9番 比嘉 穂乃 議員

質問 スーパーやコンビニのメリットについて
答弁 スーパーの誘致にあたっては売店や商店とスーパーが共存していけるような方法を関係者と協議しながら検討していきたい。



8番 島袋 陽大 議員

質問 恩納村の学校にどれだけの予算が使われているのか
答弁 学校関連では、小学校で1億2,606万2千円、中学校で1億4,817万9千円の予算が組まれています。



15番 宇江城 孝太 議員

質問 喜瀬武原区に遊具を設置してはどうか
答弁 道や子供の遊び場の整備を行い地域環境を良くする環境整備事業があります。区長と話合って環境整備事業を利用し遊具の設置について考えてきます。



13番 根路銘 国仁 議員

質問 オートバイなどの騒音問題への対策について
答弁 現状での、騒音対策としては、石川署と連携を密にして検問等の取締り強化を実施してもらい、騒音対策の抑制に努めたいと考えています。



12番 高江洲 愛季 議員

質問 赤間総合運動公園の施設を無料で貸し出してほしい
答弁 今後、赤間運動公園の指定管理者、うんな中学校、村で協議のうえ、免除及び減免が可能なか検討していきたい。



恩納村子ども議会

将来を担う子どもたちがより良いむらづくりを提案

2月17日、村議会議場で「恩納村子ども議会」が開かれました。これは、生徒が議会運営等を体験することで、村議会や役場の仕組み・働きについて関心と理解を深めてもらおうと行われました。うんな中学校の生徒13名が、村議事本会議の一般質問と同じ形式で、公共施設や教育、こどもの居場所づくり、生活について質問や提言をし、長浜村長らが答弁しました。

最後に、「恩納村子ども議会未来を創る宣言決議」が全会一致で可決され、議会は閉会しました。議長を務めた根路銘国仁君は「緊張はしたけれど楽しめました。答弁を聞いて私たちが考えていることを解決しようとしていることを知ることができました。この経験を生かしているいろんなことに挑戦したい」と感想を述べ、最初に質問をした金本海穂さんは「私たちの意見を検討し対策してほしい。議員になれる機会があれば挑戦してみたい」と話しました。



企業版ふるさと納税による寄付

企業版ふるさと納税を通じて寄付をいただいた企業様を紹介します。

○株式会社 A r s c i (神奈川県横浜市) <https://arsci.co.jp/index.html/>
事業名「中学生が主役！沖縄のサンゴの海を守りたい」プロジェクト
(うんな中学校で特産品を活用した商品開発事業)



* 企業版ふるさと納税とは…

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し企業が寄付を行った場合に、寄付額の約 6 割を法人関係税から税額控除できます。通常の損益算入による軽減効果と合わせて最大で約 9 割の税額控除が見込めます。



詳しくはこちら

お問い合わせ：企画課 ☎ 966-1201

地域おこし協力隊【垣花 泰弘】

地域おこし協力隊として恩納村観光協会に席を置かせていただき、早くも 2 年が経ちました。1 年目は右も左も分からない状態からスタートだったため、職員の皆さんにおんぶにだっこの状態で、助けてもらうことばかりでした。また、着任のタイミングが新型コロナウイルスの出現と同時期だったこともあり、地域と関わることも困難な状況で、何事も順調には進みませんでした。

2 年目に差し掛かる頃、協力隊として小さなことからでも挑戦していこう！と思い、「これをやらせてください。こんなことやってみたいです」と自ら進んで仕事をするようにしました。まずは観光協会の事業に関わる広告制作に取り掛かりました。最初は事務所内の簡単な掲示物を作成する程度でしたが、年度の後半では大きな企画の広告ポスター作りも担当させていただきました。出来上がった実物を見た時はとても嬉しかったです。その他にも、動画編集など今までやったことの無かった新しい挑戦もできました。自身の業務としてやり始めた観光協会向けメールマガジンは、毎月 2 回の配信を続けており、気がつけば配信数 40 回を超えました。他にも恩納村観光協会が新しく立ち上げた観光情報サイト「Go to ONNA」のなかで、天気情報ページを担当したいと申し出て、毎日更新を続けており、もうすぐ 1 年を迎えます。このページ更新をきっかけに、サイトデザインや運営全体にも関わらせていただけるようになりました。今後アクセス数を伸ばせるように工夫していきます。

今年度が最後の任期期間となりますが、少しでも恩納村の観光振興に貢献できるよう引き続き努力して参ります。何卒よろしくお願いいたします。



▲一生懸命働く垣花さん



▲垣花さんが作ったポスター

観光情報サイト『Go to ONNA』



× ONNA

「サンゴの村宣言」SDGs プロジェクト

今月のテーマ：村内の取組み交流イベント

村では、より良い将来に向けて取組をしている方々や組織同士の情報共有する機会を作り、共同できる取組など相乗効果を生んでいくために、交流イベントをオンラインで開催しました。

環境、経済、社会の 3 分野で活躍する方に登壇頂き、延べ 100 名の参加がありました。

環境：自然環境に関する取組み 2 月 10 日（木）

概要

項目	話者
サンゴ保全活動	株式会社ラグーン 池野さん
赤土等流失防止対策	恩納村赤土等流出防止対策地域協議会 桐野さん
軽石のレーダー観測	OIST 御手洗さん
ハニーコーラルプロジェクト	株式会社農業生産法人沖縄葡萄 中田さん
Green Fins	村役場 SDGs 推進事務局 積田

- ・海域ではサンゴの植付けや GreenFins（環境にやさしいダイビングのルール）などを通して自然環境を維持し、恩納村の観光地ブランドを高めていく取組み紹介、また軽石のレーダー観測で、恩納村までたどり着いたルートや今後の予測を紹介等。
- ・陸域では海に赤土が流れないように畑の休耕地に花を植栽し、また植栽した花からハチミツを採取するといった取組みを紹介等。

経済：観光・産業課題の解決 2 月 17 日（木）

概要

項目	話者
宿泊事業者の取組み①	カフーリゾートフチャクコンドホテル 笹峯さん
宿泊事業者の取組み②	ハイアットリージェンシー瀬良垣 アイランド沖縄 木嶋さん
広告代理店の取組み	Love Letters Co.ltd. 柳さん
OIST の取組み	OIST 吉川さん
農家の取組み	ちゅらさ工房 仲西さん

- ・生ごみと虫を利用して肥料や魚の餌などの資源をつくることや汚泥の排水処理に発電菌を応用して電気を作る技術の紹介等。
- ・人材育成や多国籍な人材の雇用、子ども食堂を開設、クマノミ育成プロジェクト、自社で扱う消耗品等を自然環境に配慮した素材のモノに変更する取組みの紹介等。

社会：福祉・教育の活動 2 月 28 日（月）

概要

項目	話者
村内教育機関での取組み①	恩納村教育委員会 学校教育係 名城
地域資産の活用やブランディングに関する取組み	有限会社華絵 宮崎さん
村内教育機関での取組み②	合同会社ユーエスディラボ 當山さん
福祉介護施設での取組み	谷茶の丘 雅 當山さん

- ・小中学校において地域課題を自分事化し、考える力を育み次世代を担う人材の育成や恩納村の恵まれた自然環境をサンゴをシンボルに学習する機会の提供、事業者と小学校の連携などを紹介等。
- ・福祉介護施設において社協と連携した取組みや、子どもたちに福祉施設で働く体験の提供を紹介等。



参加者の声

- ・恩納村の進める施策や活発に取り組んでいる方々の取組みについて新しい知識を得ることができた。
- ・このように分野の壁を越えて交流ができる機会は、新たな一歩だと思いとてもうれしく思いました。

知ることからはじまる…
Save the Earth Save the Coral Reefs.
美しい海（地球）を守る為、「今」 私たちにできること



次年度の開催も
お楽しみに！



恩納村の SDGs
取組み情報

お問い合わせ：恩納村 SDGs 推進事務局（企画課内） ☎ 966-1201
sunna.sdgs@gmail.com

5～11歳の新型コロナワクチン予防接種（小児接種）のお知らせ

国内における小児（5～11歳）の新型コロナウイルス感染症は、中等症や重症例の割合は少ないものの、オミクロン株の流行に伴い、感染した小児においても、中等症や重症例が確認されています。特に基礎疾患を有する等、重症化するリスクが高い小児には接種の機会を提供することが望ましいこと、また、今後さまざまな変異株が流行することも想定されるため、政府において小児を対象にワクチン接種を進めることとしています。本村においても、接種機会を提供することとしています。

ワクチン接種にあたっては、厚生労働省の「新型コロナワクチン Q&A 小児接種について」や日本小児科学会の「5～11歳小児への新型コロナワクチン接種に対する考え方」等を参考に接種をご検討ください。

接種対象者 村内に住民登録のある5～11歳の方

接種するワクチンと回数・間隔・対象年齢

ワクチン	接種回数	接種間隔	接種対象年齢
ファイザー社小児用ワクチン	2回	通常3週間以上	5～11歳

※前後に他の予防接種を行う場合、原則として新型コロナワクチン接種と13日以上の間隔を空けてください。

特に接種をお勧めする方

慢性呼吸器疾患、先天性心疾患等、重症化リスクの高い基礎疾患を有する方。重症化リスクの高い基礎疾患については、日本小児科学会のページをご参照ください。



厚生労働省



日本小児科学会



小児の基礎疾患

●小児の新型コロナワクチン接種券は、希望者のみに送付します。

●小児新型コロナワクチン接種券を希望する方は、右のQRコードにある申し込みフォームから住所・氏名等をお知らせください。接種券の準備が整い次第、順次希望者にお送りします。



ワクチンを受けた人もいれば、受けていない人もいます。ワクチンを受けた後も、今までのように、しっかり手洗い・消毒、マスクなどの感染予防対策を続けましょう。



密集した場所



密接した場面



密閉された空間



マスクの着用



石けんで手洗い



手指の消毒

お問い合わせ：健康保険課 ☎966-1217

こどもたちの病気の早期発見、早期治療のために！

こども医療費 窓口無料化

小学生から高校生までの通院・入院の窓口無料化

令和4年4月
受診分から

小学生から高校生までの医療費の助成制度が
窓口無料化（現物給付）に変わります！

※対象外となる内容もあります。

受給資格者証が新しくなります！

制度改正に伴い、受給資格者証が新しくなります！

窓口で無料になるには、

令和4年4月の受診時から新たな受給資格者証が必要です。



こども医療費の助成制度が 窓口無料化（現物給付）に変わります！

現物給付
とは？

現金の給付ではなく、直接サービスや物を提供することです。



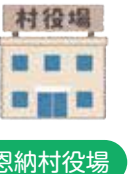
受給者



医療機関



医療費



恩納村役場

恩納村では、令和4年4月より小学生から高校生までの方のこども医療費（保険診療に限る）の無料化を図ります。医療機関窓口で現物給付の受給者証を提示することにより、原則医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができるようになります。

※現物給付に対応していない医療機関がある場合は、これまで通りの方法により助成を受けることになります。

現行

	対象児童	給付方法	一部自己負担金
通院	高校卒業まで	0歳～小学校入学前：現物給付 小学校入学後～高校卒業：自動償還	なし
入院	高校卒業まで		

変更後

	対象児童	給付方法	一部自己負担金
通院	高校卒業まで	現物給付	なし
入院	高校卒業まで		

ご注意ください



以下の内容は助成の対象外となります。

健康診断や予防接種など

保険適用外の費用（健診、予防接種、診断書料、薬の容器代など）は対象外です。

一定規模の病床数を有する病院における初診料や特別な病室の利用にかかる費用など

学校管理下（部活・大会等も含む）の怪我等は、こども医療費助成事業は利用できません！！

学校・保育園等で怪我をした場合は、原則として学校保険の適用が優先となり、保護者に対して給付金（災害共済給付）が支払われます。詳細については、学校・保育園等にお問合せください。

※こども医療費助成対象外となる為、判明した場合は返還金の対象となります。

お問い合わせ：福祉課 ☎966-1207

税金等の支払いをセルフ化！

『税公金自動収納機』

設置しました。

4月1日より、各種税金などのお支払いを村民の皆さまがご自身で機器を操作し、お支払から領収書のお渡しまでセルフ化（非対面処理）できる、「税公金自動収納機」を役場に設置しました。ぜひ、ご利用ください。

操作に不安がある方は、職員がサポートします。

利用時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

設置場所 村役場1階（出納室前）

利用できる納付書

村県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・保育所利用料・延長保育料・公営住宅（家賃・共益）・学校給食費・上下水道料金・その他（各課が発行した専用の納付書）

※お支払いは現金のみ（納付書1枚あたりの支払い上限額は999,999円）

※期限切れの納付書をお持ちの場合は、各担当課にて納付書を再発行したうえでご利用ください。

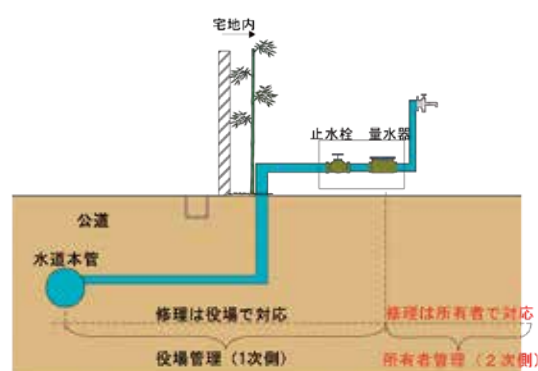
●役場内にありました「JA おきなわ恩納支店 恩納村役場派出所」は、3月31日をもって閉所となりました。

お問い合わせ：出納室 ☎966-1208



ご自宅の上水道の管理について

村民の皆様へ、ご自宅の上水道の管理区分についてお知らせします。住宅敷地内（2次側）の管理については、住宅所有者又は使用者の管理になります。役場の管理ではありませんので、ご自身で責任を持って管理してください。アパート、マンション等の居住者で上下水道課と直接契約の無い方は、管理人又は管理会社へお問い合わせください。



指針
(これをもとに料金を計算します)

パイロット

・水道メーターで漏水等の確認方法について

全ての蛇口を閉めた状態でもパイロット部分がクルクル回っている場合は、敷地内で漏水の可能性がありますので、恩納村指定給水工事業業者へ連絡し調査を行ってください。なお、調査又は修理費用については自己負担になりますのでご注意ください。

※恩納村指定給水工事業業者については、村ホームページに掲載しています。

お問い合わせ：上下水道課 ☎966-1198

65歳からの健康づくり教室

参加者募集中

コロナ禍で運動不足になったり、気軽に外出できずにお友だちとの交流が少なくなっていますか？みんなで体を動かしておしゃべりを楽しみ、心も身体も健康に過ごしましょう！！

●マスク着用、汗ふきタオルや飲み物をお持ちください。

アクティブシニア教室

運動器の機能向上を目的として体操や栄養改善講話、口腔機能改善講話、認知症予防講話などを組み合わせたプログラムです。体操は立って行うメニューが多くなっています。

日時 4月～9月 毎週火曜日と木曜日の2コース（各20回） 午後2時～4時

場所 恩納村総合保健福祉センター

送迎 火曜日コースは送迎可能です。申し込み時にご相談ください。

脳リズ教室

馴染みのある曲に合わせ簡単なステップでリズム体操や運動を行います。

また、足踏みをしながら指を動かしたり計算をするなど同時に二つのことを行い、脳の活性化を目指しましょう。

日時 4月～9月 毎週金曜日（20回） 午後2時～4時

場所 恩納村総合保健福祉センター

送迎 申し込み時にご相談ください。



筋力トレーニング教室（男性限定）

エアロバイクや筋力トレーニングマシンを使用して個別に運動を行います。スタッフのもとで安全にトレーニングし、筋力、体力の維持を目指しましょう。

日時 4月～令和5年3月 毎週木曜日 午後2時～4時

場所 赤間総合運動公園 トレーニングジム

持ち物 室内シューズ

お問い合わせ：恩納村地域包括支援センター ☎966-1207

令和4年度恩納村奨学生募集

恩納村教育委員会では、人材育成することを目的に、給付型奨学生（返還不要）、貸付型奨学生の募集を行います。

給付型（返還不要）

給付方法：大学（短大、専修学校）等の入学者に1回限り給付

給付条件：住所要件、学業成績、家計支持者の所得等給付条件あり。

給付時期：6月末日振込予定

給付額：県内 100,000円
県外 200,000円

貸付型

貸付方法：大学（短大、専修学校）等に在学中であれば、毎年申請できます。

貸付時期：6月末日振込予定

貸付額：県内 300,000円（年額）
県外 420,000円（年額）

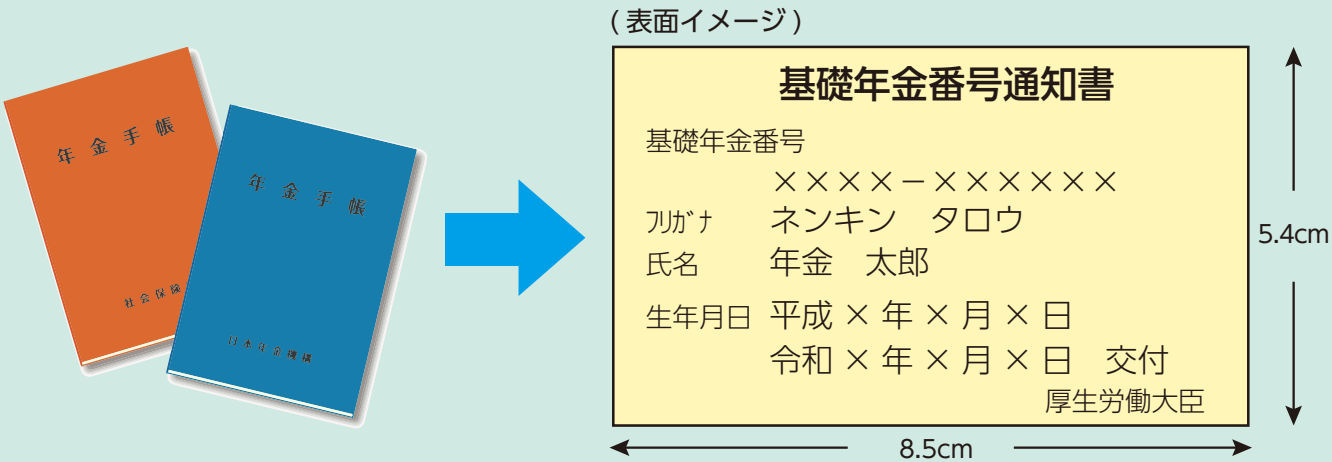
申請書配布および受付

●配布 教育委員会または村ホームページからダウンロードできます。

●期間 3月1日（火）～4月28日（木） 午前8時30分～午後5時 土・日・祝日を除く
※住民票謄本、在学証明書などその他必須書類も申請書に記載されています。

お問い合わせ：学校教育課 ☎966-1209

令和4年4月から年金手帳は
基礎年金番号通知書 に変わります。



- 令和4年4月以降に、新たに年金制度に加入する方や年金手帳の紛失等により再発行を希望する方には、基礎年金番号通知書を発行いたします。
- お手元にある年金手帳は、令和4年4月1日以降も「基礎年金番号がわかる書類」として引き続きご利用できますので、大切に保管してください。
- 手元に基礎年金番号または、マイナンバー、生年月日、ご住所がわかるものをご準備しながら電話確認をおすすめします。

お問い合わせ：名護年金事務所 ☎0980-52-2522 ②番➡②番
村民課 年金係 ☎966-1205



障害児福祉手当・特別障害者手当制度について

県では、精神または身体の重度障害のため、常時特別の介護を必要としている方の負担を軽減するため、在宅の重度障害児（者）に対して、障害児福祉手当・特別障害者手当を支給しております。
(令和4年4月現在)

支給対象者	障害児福祉手当 月額 14,850 円	精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障害児で、福祉事務所長の認定を受けた方。なお、以下の場合は対象とはなりません。 ①施設に入所（通所を除く）している場合。 ②政令で定める公的年金を受給している場合。
	特別障害者手当 月額 27,300 円	精神または身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の障害者で、福祉事務所長の認定を受けた方。なお、以下の場合は対象とはなりません。 ①施設に入所（通所を除く）している場合。 ②病院又は診療所に3ヶ月以上継続入院している場合。
支給制限	手当を請求する方の前年の所得が一定金額以上ある場合、または同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額以上ある場合には、手当の支給が制限されます。	
支給	毎年2月、5月、8月、11月の4回に分けて、その前月分までの3ヶ月分を、届け出た金融機関の口座に振り込みます。	
申請手続	認定請求書に、住民票謄本の写し、認定診断書、所得状況届、所得証明書などの必要書類を添えて、お住まいの町村役場の障害者福祉の窓口へ提出してください。 なお、認定請求書などは役場又は中部福祉事務所地域福祉班にあります。 申請に関することなど、ご不明な点は福祉課窓口又は、中部福祉事務所までお問い合わせください。	

お問い合わせ：福祉課 地域福祉係 ☎966-1207
沖縄県中部福祉事務所 地域福祉班 ☎989-6603

国民健康保険の手続きについて

- 転入や転出、職場の健康保険に入ったときなどその事実が発生した日から14日以内に届出をしましょう。
- 保険証の切り替えが済んでいない状態で病院を受診すると、保険証が提示できないため全額自己負担になる可能性があります。
 - 届出には本人確認ができるもの（マイナンバーカード・運転免許証など写真付きの身分証）が必要です。

	こんなとき	必要なもの
国保に入るとき	転入してきたとき	前市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	健康保険資格喪失証明書
	健康保険の被扶養者からはずれたとき	
	子どもが生まれたとき	
国保をやめるとき	転出するとき	国民健康保険被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき	国民健康保険被保険者証、職場の健康保険証または健康保険資格取得証明書
	亡くなったとき	国民健康保険被保険者証、死亡を証明するもの
その他	住所・氏名・世帯主を変更したとき	国民健康保険被保険者証
	修学や施設入所のため転出するとき	国民健康保険被保険者証、在学・在園証明書
	保険証を汚した、紛失したとき	

お問い合わせ：福祉課 国保係 ☎966-1207



事業復活支援金（国支援策）のお知らせ

【給付対象】

下記の①と②を満たす中小法人・個人事業者が給付対象となり得ます。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ②2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、2018年11～2021年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月事業収入から除きます。

ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます（給付額の算定においても同じ）。

【申請期間】 1月31日（月）～5月31日（火）

【給付額】

基準期間※1の売上高－対象月の売上高×5ヶ月分
※売上減少率や事業規模に応じて給付額上限があります。

※1：2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間（基準月を含む期間であること）

【相談窓口】

☎0120-789-140

受付時間：8:30～19:00

（土日・祝日含む全日）

詳細は、中小企業庁のページでご確認ください。



令和4年度高校育英貸与奨学生および高等学校貸与奨学生募集

- 応募資格
- ①県内に住所を有する者の子弟
 - ②高等学校等または専修学校高等課程に在学している生徒

※①及び②の条件を満たす者

申込方法 出願書類を学校から受け取り、学校が定める提出期日（概ね4月中旬～下旬頃）までに学校へ提出

お問い合わせ 在学している学校の奨学金担当者

マイナンバーカードの休日交付



マイナンバーカードに関する手続きは予約制です。ご希望の方は必ずお電話にて事前予約をお願いします。

予約締切日：4月6日（水）

交付日時・場所

日時：4月10日（日）

午前8時45分～午後5時

場所：村民課窓口

お問い合わせ 村民課 ☎966-1205

令和4年度在沖縄米軍施設・区域内大学（基地内大学）就学者の募集

国際化時代に対応ができ、かつ本県の振興を担う人材の育成を図るため、本県にある米軍施設・区域内大学へ就学希望者を募集します。

大学名 メリーランド大学、トロイ大学院、ブリッジプログラム（語学講座）

募集人数 70人程度

募集期間 4月1日（金）～
4月28日（木）17:00
郵送の場合は、4月28日（木）

※消印有効

受験料 ①面接試験 6,500円（基準点を満たす各公式スコアをお持ちの方）
②TOEFL-ITP試験＋面接 10,500円（基準点を満たす各公式スコアをお持ちでない方）

選考試験 TOEFL-ITP試験 5月14日（土）
面接試験（ZOOMによるオンライン面接）6月中旬

募集要項 ホームページをご覧ください。

お問い合わせ （公財）沖縄県国際交流・人材育成財団
☎942-9213

ご芳志ありがとうございます。

■恩納村社会福祉協議会への寄付者

一般寄付

●〇ＩＳＴ職員様 1万5千円

初めてのキャンプ

日程 4月16日（土）、17日（日）
場所 県立石川青少年の家 キャンプ場
対象・人数 小学生以上の家族 20人程度
参加料 大人1人2,000円
子ども1人1,500円
申込期間 4月5日（火）～4月12日（火）
9:00～17:00 電話にて申し込み
※定員に達し次第締め切り

お問い合わせ

沖縄県立石川青少年の家
☎964-3263



原油価格上昇に関する特別相談窓口の設置のお知らせ

沖縄県信用保証協会では、原油価格上昇の影響により、中小企業・小規模事業者の経営に支障が生じる可能性があることから「特別相談窓口」を設置しています。

資金繰りや経営等に関するご相談については、下記の窓口にご相談ください。

【相談窓口】

午前9:00～午後5:15（平日のみ）

保証第一・二課 ☎863-5300

経営支援課 ☎863-5310

創業支援課 ☎863-5303

管理課 ☎863-5301



恩納村 LINE

行政情報やイベント情報など生活に役立つ情報を配信しています。

新型コロナに関する情報もいち早くお届けします。



ぜひチェック
してみてくださいね！



2022 年 4 月。成年年齢は、18 歳になる。

民法改正により、令和 4 年 4 月 1 日から成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられます。

●現在、未成年の人は生年月日によって新成人となる日が次のようになります。

生年月日	成年となる日	成年年齢
2002 年 4 月 1 日以前生まれ	20 歳の誕生日	20 歳
2002 年 4 月 2 日～ 2003 年 4 月 1 日生まれ	2022 年 4 月 1 日	19 歳
2003 年 4 月 2 日～ 2004 年 4 月 1 日生まれ	2022 年 4 月 1 日	18 歳
2004 年 4 月 2 日以降生まれ	18 歳の誕生日	18 歳

▶ 成年に達すると何が変わる？ ◀

民法が定めている成年年齢は、「一人で契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成年になると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになるということです。

大人（18 歳）になるとできること

- 親の同意がなくても契約できる（携帯電話の契約、一人暮らしの部屋を借りる、ローンを組む、クレジットカードをつくる）
- 10 年友好のパスポートを取得できる
- 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家試験取得
- 結婚（女性の結婚可能年齢が 16 歳から 18 歳に引き上げられ、男女ともに 18 歳になります）
- 性同一障害の人が、性別の取扱いの変更審判を受けられる



20 歳にならないとできないこと

- 飲酒
- 喫煙
- 競馬、競輪、オートレース、競艇などの投票券の購入
- 養子を迎える
- 大型・中型自動車運転免許の取得



成年年齢引下げについて
(政府広報オンライン)



「18 歳から大人」
特設ページ
(消費者庁)



成年年齢引下げ
特設ウェブサイト
(法務省)

トラブルに気を付けて！

未成年者の場合、契約には親の同意が必要です。もし、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。しかし、成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約ができるようになりますが、簡単に取り消すことはできなくなります。つまり、契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があるため注意が必要です。

消費者トラブルに巻き込まれた場合や困ったことが起きた場合は、消費者ホットライン

「188！（いやや）」へご相談ください。